

PCB 廃棄物早期処理推進ワーキンググループの設置について（案）

1. 設置の趣旨・目的

平成 26 年 6 月に改定された PCB 廃棄物処理基本計画に定められた処理完了期限は必ず達成すべき期限であり、国、都道府県市、保管事業者、JESCO 等の関係者が、その達成に向けて、あらゆる努力を払うことが必要である。

このため、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、処理完了期限内に 1 日でも早く安全かつ確実に PCB 廃棄物の処理を完了するために必要な追加的方策について検討を行うため、「PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」（以下「本委員会」という。）の下にワーキンググループを設置する。

2. ワーキンググループの構成

ワーキンググループは学識経験者や関係者等から構成するものとし、本委員会の座長が指名する委員をもって充てるものとする。

3. 検討のスケジュール

8 月以降速やかに検討を行い、年内のできるだけ早い時期に、その結果について本委員会に報告するものとする。